

## 医療行為が必要な方の入居申請について

当施設には、主治医（非常勤嘱託医）・看護職員が勤務しておりますが、主に健康管理を目的とするものであり、長期にわたる治療、医療器具の継続的な使用、重篤な医療行為を必要とされている方の受け入れは困難となっております。特別養護老人ホームはあくまでも「生活施設」であり、病院のような「医療施設」ではないことをご理解ください。

（ 当施設において対応出来ない医療行為 ）

- 経管栄養（胃ろう、経鼻）
- 中心静脈栄養（CVポート、CVカテーテル）
- 常時点滴使用
- 膀胱留置カテーテル
- 人工膀胱
- 自己導尿
- 気管切開
- 人工呼吸器使用
- モニター管理
- 人工透析
- インスリン注射

（ 状態によっては対応出来る医療行為 ）

- 在宅酸素
- 人工肛門

（※1）入居申請をされた後に上記の医療行為が必要となった場合、上記同様に入居受け入れが出来ませんので、ご連絡をお願い致します。

（※2）また将来的に入居ご案内時をお願いすることになる健康診断において、疥癬やMRSA等の感染症、他の入居者に感染する疾患が認められた場合、または入院治療が必要と判断される場合は、入居の見合わせ又は入居困難となる場合がございます。